

## 第1回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

---

1. 開催日時：2017年2月24日（金） 9:00～12:00
  2. 場 所：中央合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
  3. 出席委員等

主 査	高橋 進	日本総合研究所理事長
主査代理	牧野 光朗	長野県飯田市長
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員（オブザーバー参加）

越智 隆雄 内閣府副大臣
- 

（概要）

<平成29年度地方税財政に関する改正事項等>

（委員）

まずトップランナー方式だが、たしか2016年度で年間トータルで441億円の基準財政需要額の減額が見込めるという説明があったと思うが、現時点で歳出効率化効果が幾らと見込めるのか、単年分と、計算すればわかるのだろうが、集中改革期間分と2020年度までの3パターン教えていただきたい。それから、今回追加する2業務についての効果も教えていただきたい。これが1点。

もう一点は、この中で新たに追加する公立大学運営について、今、大学進学率は上がっているが、一方で18歳人口が大幅に減少している。ただ、そういう中でも公立大学の数というのは大幅に増えてきている。そういう中で公立大学経営に関する現状と課題、対応策の現状、この辺をお聞きしたい。そもそも公立大学が増えてきた理由、公立大学全体での財源、地方交付税、学生納付金その他等あると思うが、そういった状況。それから、私立大学を公立化する動きもあると聞いているが、それによる財政への影響、地域経済への効果、この辺のところについて、これは総務省だけではなくて文科省からもお聞きしなければいけないと思うが、総務省としてもどういうお考えなのかお聞かせいただきたい。

（総務省）

まずトップランナーの歳出の効果額というか、基準財政需要額の減少額だが、初年度が441億円、29年度の正確な数字は7月末の算定で把握するものなので、現時点では概算となるが、470億円程度である。

集中改革期間となると、この16業務プラス2業務の改革効果額を平成30年度に延伸する

と、平成30年度も同じ470なので、441+470+470で1,381が集中改革期間の累計となる。

最長5年になっており、5年分の数字があるが、今日は手元に持っていないので、それは後で御連絡させていただく。

2業務のほうだが、2業務は単年で概算で30億円程度である。これも5年分があるが、今、手元では30億円という数字しかないなので、今日は御容赦いただきたい。

大学のあり方については、正直申し上げて交付税課で所管をしていないので、今、手元に資料がない。

(委員)

これは御省の中ではどこが担当しているのか。

(総務省)

財務調査課だが、基本的な考え方を申し上げますと、地域の中で大学というか教育機関としてどのようなものが必要かというのを地域の中で議論されて、それが例えば新たに公立大学をつくることであったり、先ほど委員がおっしゃったように私立大学から公立大学に移行するというのも確かにあるが、どういった教育機関が必要なのかというのは地域の中での議論であって、それが大学として認可されるのかという、まさにこれは文部科学省の所管する領域であり、それが公立大学として認められるときに、当然自治体が公立大学を運営する、運営する必要な経費をしっかりと見ていくというのが基本的な考え方である。大学そのものの経営自体については、私どもとしては、そこは文科省と御議論いただくべき話だと思う。それが総務省としては基本的な考え方である。

(委員)

そこは文科省が認可した場合に、必然的に追加的な経費なりが行政として発生してくると思うが、そこについての追加的な経費なりは、総務省としてはノータッチなのか。どのようにそこは文科省と総務省の関係がなっているのか。

(総務省)

ノータッチと言うか、大学を運営するに当たってどのような経費が必要かということも当然、自治体の中でも議論するだろうし、私どもとして御相談があって何かアドバイス、技術的助言をすることはあると思うが、基本的には地域の中でどのような形で運営していくかという問題だと思う。

(委員)

そうすると、基本的に経費なり手当まで含めて文科省にお聞きすべきことだと理解しているのか。

(総務省)

私どもとしてはそのように考えている。

(総務省)

若干誤解なく補足させていただくと、大学の関係は、私立大学は御案内のとおり大学運営に対して俗に私学助成費という助成金が文科省から出る。ちなみに国立大学になれば運営交付金という形にその運営費に対して財政支援がなされるが、公立大学になると地方公共団体が運営している大学となるので、その運営については地方交付税の基準財政需要額の算定の対象になるという形になる。

ただ、いずれも運営についての財源手当ということだが、全くそういう意味で金の面で総務省として公立大学がノータッチだというわけではないので、その部分だけ補足させていただきたい。

(委員)

まち・ひと・しごと創生事業における成果の一層の反映についてというところで、枠組みはその取組の必要度と取組の成果でバランスよく評価をしているという感じがしたが、一番下のところの成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる地域への配慮を行うということで、当然のようにも思うが、一方でモラルハザードにつながらないか。こういうことがあるのであればというようなことで、自治体側で甘えというわけではないが、そういうことも起きかねないのではないか。どういう形で条件が厳しいと考える地域を仕分けして対応を行うのか。そうした地域においても頑張りが出るような配分の仕方を考えて、厳しい地域の中でも何か評価をちゃんと行うということなのか、これが1点。

2点目は、震災・復興特別交付税について。これは別の会議のときにも御質問したが、当然、震災・復興特別交付税なので通常収支とは別枠で整理して、確実に確保という考え方はわかる反面、一方で自治体単位ということなので、被災があった複数の地域で例えば施設を共有化するであるとか、そういう横調整によって施設の統合に対する働きかけを行うことも、震災・復興特別交付税については重要という気もするのだが、そうした工夫のようなことは行われているのか。この2点をお願いしたい。

(総務省)

まず、まち・ひと・しごと創生の条件が厳しい地域への配慮ということだが、具体的な算定は先ほど申し上げたように7月であるが、現時点で考えているのは、1つは過疎法であるとか離島振興法などの法律の対象になっている条件不利地域というものがある。そういった団体については、算定の中では所定の割増率を講じる必要があるだろうと考えている。

同時に、これから徐々に成果の数字が出てくるわけだが、そのときに政令市のような大

都市と過疎地域を含めた市町村を同じ土俵で比較していることになっているので、政令市の中での比較、都市同士の比較、町村同士の比較といったようにグループを分けたらどうだろうかということを考えており、その中で比較をしていく。この2つを組み合わせると条件不利地域に配慮をしていこうと考えている。

いずれにしても、これをやるから甘えが生じるというようなことにはならないような制度設計を考えている。

(総務省)

震災・復興特別交付税の関係だが、結論から申し上げますと、そういった仕組みはない。それはなぜかと申し上げますと、この震災・復興特別交付税というのは、まさに東日本大震災の復旧・復興を行うための交付金であり、その大宗は国の直轄事業あるいは補助事業の地方負担分に充てられるという性格のものになっている。もちろん地方単独事業というものがないわけではないが、それはいわゆるハード事業ではないソフト事業や、あるいは特例措置に伴う地方団体の減収額の補填を行うというようなものになる。

御指摘のような話というのは全くこの世界では縁がないのかと言えば、それは確かに今、申し上げたが、ハードのものというのは国の直轄とか補助事業の世界で行われることであるので、そちらの世界の中においては議論があるのかもしれないが、そこは恐らく復旧・復興を行うという文脈の中で、そういったことを進めていくのが政策的にどうなのかというのを事業省庁というか、直轄事業あるいは補助事業を所管されているほうで御検討される事柄ではないかと思う。

(委員)

まち・ひと・しごと創生事業費の指標の話で、先ほど自然増減率から出生率という話もあったが、その上のほうに全国と比較して改善度合いが大きい団体という話がある。これは要するに全国ベースで見るとこのぐらいの改善をしているのに対して、地方ではこのぐらいの改善がある。つまりレベルの話ではなくてあくまで改善度合いであるという捉えでやるのか。つまり出生率だとかなりレベルが高いところの地域がその改善度合いを上げるというのは、なかなか厳しいと思う。そこら辺の話を教えていただきたい。

(総務省)

細かい話になって恐縮だが、ここに書いてあるように、全国の改善の度合いと比較して、その団体の改善の度合いを比較する。それは先ほどの説明の中で申し上げたように、政令市グループとか町村グループという区分けをする必要があるものもあると思う。

もう一点は、今、おっしゃったように、出生率のような指標は数値が高い団体はさらに高くするというのは難しいではないかということもあるので、全ての指標ではないが、そういう傾向のある指標が確かにあるので、典型的なものは出生率だが、それについては絶

対値が高いということも組み合わせる必要があるだろうということで、来年の算定からは絶対値と改善の度合いの両方を組み合わせて見ていくことも算定の中に組み込もうということで今、検討している。

（委員）

このトプランナー方式という2ページ目のスライドについて、2点お伺いしたいのだが、1つは16業務に関する業務改革について、そのアウトカムがどうだったのか。フォローアップというか、改革の結果がどうなったのかというフォローアップをされる御予定はあるのか。

2点目は、今後の見通しだが、この16業務というのは基本的に民間委託しやすいものを業務として選ばれたのではないかと推測しているが、他方で例えばITを使ってもう少し業務管理をやることで、かなり業務改革が進むような分野もあるのではないかという感じがするが、そのようなことについてまで今後このような考え方を広げられるような御予定はあるのか教えていただきたい。

（総務省）

フォローアップの関係だが、これは総務省の中で自治行政局というところがあり、そちらのほうで毎年度、どういう団体が業務改革、民間委託を行っているか、指定管理者を導入しているかということ、全てフォローアップして公表していくことになっているので、担当部局は違うが、同じ総務省の中できちんとやっていくことを考えている。

ITを使った業務改革については、現時点で我々が考えているのは、トプランナー方式の中に情報システムの運用という項目があるが、これは、戸籍住民基本台帳費であるとか、徴税であるとか、そのほかさまざまな情報システムがあり、そういったものはクラウド化していくことを政府で目標を掲げているので、そういった情報システムのクラウド化を行っている団体の経費水準というものを交付税の算定基準にして、このトプランナー方式の対象にしているということである。

（委員）

私が質問した趣旨は、指定管理者制度を実際に入れたかどうかとかいう話よりも、入れたことによって何か困ったことが起きた場合に、そういうものもあわせてシェアしつつ、どうそれも改善していくのかということも考えていく1つの要素なのではないかということである。

（総務省）

もちろん導入したかどうかというデータだけをオープンにすることではなくて、実際にヒアリングも行う。各都道府県ごとにまとめてどういう状況になっているのかヒアリング

するし、また、行政局ではモデル事業のようなものをつくって、どういう形で業務改革に取り組んでいくのかということモデル的に見ていくことも行うので、そういった中で課題であるとか、逆にうまくいっている団体がどうやったらうまくいったのかということも整理して、全国に広めていくという考え方である。

(委員)

今の件だが、トップランナー方式は私どもも強くお願いした経緯もあるし、地方自治体側も結構いろいろなお考えなり反発もあったと記憶しているので、そういう意味では虚心坦懐にこれがどういう効果あるいは逆に何か問題点が出てきているのかということとはよく見ていかなければいけないと思う。フォローアップは金額だけではなくて、もしあれば、マイナスの面も含めて議論しなければいけないと思う。そこはこれからまた議論させていただければと思う。

2点目が、まち・ひと・しごと創生事業費なのだが、これは人口減少等特別対策事業費というものがこの創生事業費の中にあって、その部分について成果に応じた算定ということで今、議論しているわけだが、まち・ひと・しごと創生事業費の中で、人口減少等特別対策事業費以外に成果に応じてシフトするものはあったのか確認させていただきたい。

(総務省)

改革工程表として取り組んでいるのは人口減少等対策特別事業費6,000億ということだが、まち・ひと・しごと自体は1兆円の枠があり、このページで言うと右下を見ていただくと、まち・ひと・しごと創生事業費に対応した地方交付税の算定は上記のほか、地域の元気創造事業費4,000億円程度があると書いている。この地域の元気創造事業費というところについても、今、行革に関する算定分が3,000億、それから、経済雇用の活性化の成果に応じた算定が1,000億ある。こちらについても現在、3年間かけて1,000億シフトすることを検討している。

(委員)

質問を申し上げた趣旨は、人口減少等特別対策事業費は人口増減率に着目しているわけだが、基本的に日本全体が人口減少していく中でかなりつらい戦いを自治体はしているわけである。そういう中でなかなか成果が上がりにくいと思うのだが、ただ、自治体の努力ということと言うと、例えば人口はそんなに増えていない、あるいは減っていても、交流人口が増えているとか、そういう自治体の取り組み努力というものが現てくる指標もあるような気がする。

そういう意味で例えば自治体の努力が実って交流人口がふえて、結果的に活性化しているということであれば、それは評価すべきだと思うので、そういう観点での評価がほかの事業費のところのできるのであればいいと思う。もしないとすると、この指標の中にそう

いうものも入れてもいいのかなと感じている。そこはあくまでも感想である。

もう一点、全く違う観点だが、重点課題対応分について今回まだいただけていないが、29年度が幾らで、何について措置したのかということと、地域運営組織の推進、自治体情報システムの構造改革の推進、これについては年末のアクションプログラムで盛り込まれて、自治体の成果を把握、検証することになっているわけだが、その検討状況について教えていただきたい。

(総務省)

地方財政計画は平成28年度と29年度は額、内容ともに同じものを引き続き維持するという形になっている。具体的には平成28年度は重点課題対応分全体で2,500億だったが、引き続き29年度も2,500億を確保して、3つの構成要素、御指摘のあった情報、地域運営組織と森林、それぞれ額的にも同額を維持・確保することとしている。

それぞれの中身に応じて、どういうことをどうやっていくかというのは、それぞれの事務事業を所管しているところで検討されているものであり、私どもとしてはそのための財源と言うか、それを確保するということであるので、その点は例えばそういう情報所管部局や森林の環境部局からお答えいただいたほうが良いのではないかと思う。私どもとしては、そのところが現在具体的にどういう形で進捗しているのかというところまで、正直、把握していない。

(委員)

森林は御省の管轄外だと思うが、地域運営組織の推進と自治体情報システムの構造改革の推進は御省の中で管轄というか、ちゃんと組織があると思うがどうか。

(総務省)

私どもの中に管轄組織はあるが、私自身のところがそれをやっているわけではない。そう言ういただければあらかじめそういった部局にもお声がけをして、そういった話をするように私どものほうで整理しておきたいと思う。

(委員)

アクションプログラムの中で年末に盛り込んだ話なので、私どもとしてはそこはお聞きしないといけないと思うので、そこは事務局にお願いしたい。

(事務局)

第3回で全体を扱うので、その中でカバーする。

## <地方の権限と責任の強化>

(委員)

これからインフラの更新負担などが非常に重くなってくるわけだが、そういうところまで見込んだ、例えば5年、10年先とかの住民の将来負担率みたいなものを見る指標というのは今はないのか。

(総務省)

そこは前のワーキングでもいろいろ議論させていただいたように、将来の費用をどのように見込むのかということがまずあるので、そこは当然今のいろいろな形で、私どもの公共施設等総合管理計画の中であったり、あるいは公会計みたいなこともやっているが、その中でしっかりと全体像を把握して、将来負担がどのようになっていくのかということをしかり自治体の中で考えてやっていただく。当然その中でいろいろ御指摘いただいたように、ほかの団体と比べてどうなんだということを当然、それぞれの自治体の中で議論をしていくということではあるかと思うが、全体を通じた指標といったものはないというのが現状である。

(委員)

今、財政再生団体は1団体ということだが、大体いつぐらいまでに再生させるという考えはあるのか。将来負担比率を見るとまたふえてきている印象も受ける。

(総務省)

夕張の財政再生については、平成41年度までに再生団体から脱却するという計画をつくって、今それをまさに実行しているところである。報道等でもごらんになったことがあるかもしれない。今その計画の見直し作業をしているところではあるが、引き続き、正確に申し上げると平成38年度に再生振替特例債という再生を進めるための起債があるわけだが、その償還を終えて、その後、順調にいけば41年度に指標が健全化基準以下になるので、41年度までに再生団体から脱却をするということで、今まさに計画的に進めているところである。

(委員)

4ページ目の表を見ると、会計というか決算の観点でいくとだんだんよくなってきているような印象を持つが、他方で自治体の中にはこのような姿をとるために、例えばインフラの更新や、メンテナンスも含めて住民サービスの質の劣化のようなことにつながりかねないような状況が裏で生じている可能性はないのか。そのあたりは別途きちんと手当する中で決算がよくなるのならよいが、このために住民のサービスの質が低下してはいけないと思うが、そのあたりはどのようなお考えなのか。



(総務省)

住民サービスをきちんとやっていくことが重要であるというのは当然のことであり、それをやりながら、結局、このような形で財政の指標を見ていく場合にどのような負担が将来、自分の自治体に戻ってくるのかということをしっかり見極めながらやるということであるので、当然その中では今、御指摘があったように、まさにインフラの問題については、今後の将来負担をどう考えるのかというのが非常に私どもとしては問題意識を強く持っている。そういう意味においてはもともと公共施設管等総合理計画をつくって計画的に行うという考え方をやったり、あるいは今回先ほど財政課長から説明を申し上げたように、公共施設の適正管理といったようなことを例えば交付税措置をすることになると、交付税措置した分というのは指標の悪化にならないので、そういった形で進めていくことで、当然その住民サービスをどう進めるかといったら、当然その財政の規律、健全化というものをやっていかなければいけないので、それをいかにバランスするかというところを考えながら、私どもとしても努力しているところである。

<マイナンバー活用の全体像>

(委員)

コンビニ交付サービスで件数がふえているという話があったが、これはそもそも母数というか、全自治体でどのくらい交付されているかというデータはあるのか。要するに何%くらいこれに振りかわっているとか、そういうことを知ることはできるのか。

(内閣官房番号制度推進室)

年間発行されている証明書のうち、窓口ではなく、自動交付機などの端末から交付されている割合が7%程度というアンケート調査もあると聞いている。

(委員)

それはやはり上がってきているのか。

(内閣官房番号制度推進室)

コンビニでの証明書交付通数は上昇傾向にあるということである。今後総務省で取り組む事項として、コンビニ交付導入を都市部で順次進めてきているが、これを宣伝することがまず1つ。それから、マイナンバーカードの交付件数が全人口の約10%の約1,000万枚ぐらいなので、まずはマイナンバーカードを普及させ、マイナンバーカードでコンビニ交付ができる環境を整備することをこれからしなければいけないと考えている。

(委員)

もちろんカード自体を普及させなければいけないというのはあると思うが、総枚数に占めるコンビニ交付サービスの比率が上がってくるということは、すなわち行政負担が減っていくということだと思う。例えば対象地域を絞って、この地域、都市部であれば相当比率が上がっているとか、そのようなことがわかれば宣伝材料になると思うので、ぜひそういうデータをお示しいただきたい。

2点目が9ページ、マイナンバーカードを活用した利活用将来像とあるが、いろいろポータル等でカードも含めて工程表に落とし込まれているものもあるが、ここにあるもの全部が工程表に入っているわけではないと思うので、その辺についてはどのように将来像を実現するような動きをするのかということと、一方でいわゆる使いたいという需要、民間サイドからこんな使い方をしたいとか、そのようなものがどのくらい出ているのかを知ることとはできるのか。

(内閣官房番号制度推進室)

まず工程表の関係だが、私ども番号制度推進室としては、マイナンバー制度はインフラだと思っており、インフラ整備を政府主導として進めていくという部分と、各省庁や民間企業がインフラとして活用していただくという、それぞれの側面があると思っている。政府としてコミットして推進していく施策ももちろんあるし、企業あるいは地方自治体でマイナンバーカードなりマイナポータルなりを活用していただく施策もある。

それから、マイナンバー制度を一元的に担当する大臣を高市総務大臣が兼務しているので、マイナンバーの特にカードの普及・推進を図るという観点から、高市大臣のもとでいろいろなカード関連の施策をまとめたロードマップのようなものもつくるべきではないかという御指摘もいただいている。そういうことも踏まえながら、カードの普及を推進している総務省とも連携しながら、何らかの整理をしていければと思っている。

また、民間企業からの要望だが、私どものほうに直接来るものもあるし、具体的な手続として先ほどの公的個人認証のプラットフォーム事業者のように総務大臣認定などで出てくるものもあるが、当然、これからマイナポータルやマイナンバーカードの利用に際しては、公的個人認証1つを取ってもプラットフォーム事業者の先には、それぞれのサービス事業者がいるわけなので、そのサービス事業者が公的個人認証をどのようなサービスに使いながら展開していくかということについては、私どもに分かるものもあるし、むしろ民間のほうでいろいろな創意工夫をしていただくものもあるのかなということであり、民間企業からの要望をどのように把握するのかは、引き続き検討していかなければいけないと思っている。

(内閣官房 IT 総合戦略室)

工程については先ほどのIT戦略の工程表、それから、与党の中でもロードマップという

のは出ている。そして総務省、さらに今、官民データ推進基本法というのが昨年末にできて、その中にもマイナンバーカードの活用が書いてある。これらを総合的にうまく調整しながら今、御指摘のあった現状に入っていないものでも必要なものを入れていくことが今、肝要かと思って関係省庁とも調整をしている。

民間サイドについては経団連、新経連、保険業界からもいろいろな御提言を頂戴しているので、これも踏まえて工程表等をしっかりつくっていくというフェーズかと思っている。

(委員)

全体の推進はそちらでやられているということか。

(内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室)

はい。

(委員)

先ほど民間の社員証としての利用ということでお話を聞いたが、国家公務員、地方公務員それぞれについて、公務員としての職員証にしていくという話はどのようなロードマップになっているのか。

(内閣官房IT総合戦略室)

国家公務員については、昨年4月からスタートしている。先行4省庁で始まり、期限というのが特に決まっているわけではない。これは各省庁のシステムの変更の期間、大体平成30年度の前半が多いのだが、それに合わせながら直していただく。現状、約20省庁のうち半数以上が28年度で既に着手している。残りの省庁についても計画を出してもらって、更改時期を踏まえつつ、順次直していただく、一体化を進めていただくというふうに今、要請をし、検討いただいて計画をつくってもらっている。

(内閣官房番号制度推進室)

地方公務員の職員証として利用についてだが、ちょうど11ページにある経済団体に要請したときに、同じように地方自治体向けにも要請はしている。ただ、それぞれの自治体で公務員証を持っている自治体や持っていない自治体、それぞれ御事情があるので、総務省から御指導をいただき、また要請しているところである。

(委員)

1点だけ。今回のご発表の前提だと思うが、つながればつながるほどセキュリティー上は脆弱になるはずで、個人情報漏えいの問題とか、あるいは取扱者を制限するだとか、そういうことは多分きちんと言われたほうが利活用も促進されるという側面もあると思う。

今回資料では出てはいないが、そういう点もご検討されているのだろうと思う。

(内閣官房番号制度推進室)

本日の説明時間は限られているので、セキュリティー関係の資料はつけていないが、さまざまな観点からセキュリティーの問題に対処している。お時間いただければそういうことも御説明させていただきたい。

(休 憩)

<コンパクト・プラス・ネットワークの形成等による地域・都市の活性化>

(委員)

まず他省庁との連携というところで、いろいろ動いていただいているが、1つ目の質問は文科省との連携について、いわゆるスポーツ関連施設はPPPやPFIの対象になっているわけだが、スポーツ関連施設も人を集めること、町の集積にある程度使えると思うが、その辺、文科省との連携も図られているのかどうか。

2点目の質問は4ページ。この中で最初の立地適正化計画等の作成、合意形成に向けた支援というところで、計画の策定件数を増やすことも必要だが、同時に質も担保しなければいけないということで考えると、計画をつくる時に例えば民間が参画することが不可欠な要素だと思うが、そういった質を確保するために今どういう動きをしているのか。

3点目の質問が7ページ。GISといったものを使っていくというのはまさにそのとおりだと思うが、今いろいろ調査されているフェーズだと思うが、なぜこれがなかなか使われないのかということについて、例えばデータがとれるかとれないかとか、そのようなことがネックになっていないかとか、といったデータの制約がないのかどうか。

それから、個人情報の取り扱いについて整理とあったが、具体的に何がネックなのか教えていただきたい。

次の質問が8ページ。スマート・プランニング、シミュレーションをしてもらい、その結果、自治体側から独自にこんなことをしてみたい、こんなまちづくりをしたいということが結果として出てくると思うが、今まで国交省はまちづくりに関して施策、メニューが使い勝手がよくなるようにいろいろ工夫をしているが、スマート・プランニングの結果、プラスしてプロセスで出てくるような自治体の要望を柔軟にくみ上げてメニュー化していきなり、そういうプロセスというのはお考えいただいているのかということ。

最後が14ページ。コンパクトを示す指標について、ここに人口密度あるいは徒歩圏充足率というものがあるが、なかなか地方の場合は人口が減少していく中で人口密度を高めることが難しいというのがあると思うが、一方でインバウンドなども増えているため、交流人口は増えていると思う。例えば人口密度というときには、居住人口プラス交流人口みたいなものを計れるような指標、前のほうのページで一定地域の中での通行者数というもの

があるが、交流人口を計るようなデータも一緒にとっていくと、活力という面では見えるのかなという気がした。これはコメントです。

もう一点、これは厚労省に伺いたいですが、介護との関連では施策をここでお示しいただいているが、医療機関という観点に立ったときはいかがなのでしょうかとこのところをお聞きしたい。

(国交省)

まず文部科学省との連携については、スポーツ関連施設は確かに集客力が非常に強いと思う。今、内閣全体としてスポーツ施設を核にしてビジネス化していこうという動きがあり、私どもは一緒に会議にも入って協力をさせていただいているところだが、具体的に例えばこの補助制度でこういうものが連携しているというような姿まではまだ見せられていないところ。

そもそも文部科学省ではスポーツ施設を対象とした補助制度が余りなく、一方、私ども都市公園の中でスポーツ施設をつくる場合には、補助を充てるような仕組みもあるが、そこから辺も含めて今後勉強していきたいと思う。

立地適正化計画の作成について、私どもも同じことを思っており、これまで立地適正化計画の数を増やす、裾野を増やしていくことを重視していたため、作成支援をしてきたわけだが、ただ作成しても意味がない。立地適正化計画は、それを作成する過程において、そのまちが地区別に見てどういう課題を抱えているのか、その課題を解決するためにどういうアプローチをしていかなければいけないのか、真剣に考えていただく必要があると思っており、そういう観点から必ず定量的な目標値を設定してくださいと。目標のない計画はあり得ませんよねということを、これは29年度から補助の要件にすることにした。その際の定量的な成果、こういったものも自ら試算をして公表してくださいということをお願いしている。

民間参加につきましては2つあるが、1つは立地適正化計画を作成する過程において、法律上、例えば公聴会をやりなさいとか、都市計画審議会にかけなさいといった手続がある。そういった過程の中で普通どこの地方公共団体も例えばパブコメを行うとか、市民とか議会を巻き込んで議論していただくことが通常になっており、その際に外部団体なんかも含めて協議会的なものをつくって検討されているところが多いというのが実態である。

もう一つは、資料には書かなかったが、公共の持っているアセットをコンパクトシティの形成に活用していただく趣旨から、PRE活用の議論をするために協議会をつくった場合には、その協議会に対しても補助が充てられるような仕組みも、平成29年度からの制度改正として導入させていただくことにしている。

スマート・プランニングの関係については、自治体がこんなことをやりたいというものを私はまだイメージが湧かないが、これは、施設の位置をどのように配置すると最も効率的な使われ方をするか、最も集客量が高まるかというシミュレーションを、ビッグデータ

を使って考えるツールだと思っている。何かこれを使うことによって要望が出てくれば、それには真摯に対応していきたいと思っている

7ページについて、まずGISについては、GIS化はずっと昔から推奨しているが、なかなか予算がかかるということで、それぞれの地方公共団体で進捗度合いにばらつきが見られる。また、他部局との調整も必要になってくるということで、そこら辺がこのGIS化が進んでいない原因ではないかと考えている。

また、個人情報保護の関係は、先ほど申し上げたように都市計画基礎調査の中では一つの建物の面積や用途など、かなり詳細な情報を収集しているため、それをそのまま出すことが個人の特定とつながるのかどうか1つポイントになっており、例えば建物の築年数みたいな情報もあるので資産価値まである意味わかってしまうところもある。個人が特定されるようなデータになると個人情報の問題がでてくるので、既に先ほど申し上げたが、個人情報保護を担当している委員会の事務局とも相談を始めているところである。どういふものであれば出しても問題がなくて、どういうところからアウトなのかというあたりの線引きをきちんと議論して、整理していきたいと思っている。

人口密度を高めるのは難しいので交流人口もカウントするべきだというのは、まさに私もそのように思っている。14ページのにぎわいのところで歩行者通行量というのものも1つ例示として挙げている。幾つか指標の候補例を書いているが、この中でも歩行者通行量を上手に使えば、にぎわいの指標として使えるのではないかと考えている。そのほか、店への入り込み客数のようなデータ、こういったものもWi-Fiのデータやもう少しICTを使って簡易に計ることができる方法も含めて今後検討し、また、それがまちの中で落ちていくお金との相関関係などもよくにぎわい指標として検討して、指標としてどれくらい使えるのか確認した上で検討していきたいと思う。今、一番候補となり得るのは歩行者通行量や入り込み客数だと思っており、そういう中では当然、交流人口の増加も反映できるのではと考えている。

(厚労省)

医療の指摘について今、担当部局がいなく、答えできる範囲内でお答えする。

まず今、申し上げた基金の対象となる介護施設の中で、介護施設もいろいろなタイプがあるが、その中で慢性期といったようないわゆる一部医療的要素が必要な部分というのは、ここで今、対応できることかと思っている。

さらに医療の場合には、都道府県が中心となって計画をつくって医療資源の再配置ですとか、再構築をしていくことになっている中で、1つあると思っているのが、急性期なども含めて身近なところで医療がしっかり受けられるようにするという観点からは、在宅の医療あるいは訪問診療が含まれているが、そういったものを充実させていくという方向性により、コンパクトシティとの一体的な推進を図ってまいりたいという方向性かと思っている。

(委員)

民間参加について、手続面も、PREの活用もそうだと思うが、要は自治体のいわゆる行政部門による単独のまちづくりではなく、そこにどれだけ民間部門がコミットし、町全体がその結果として動くかというところがポイントだと思う。手続面はよくわかるが、ある意味でそうやって町全体を動かすようなよい計画なのか、それとも単に点が動くにすぎない悪い計画なのか、その辺を見きわめていくなり主導していくというか、そういう指標なり仕組みが多分必要だと思うが、その辺はどのように考えているのか、動いているのか。

(国交省)

このH28年度中に大体100くらいの市町村が立地適正化計画の作成、公表に至ると聞いているが、これまで、その作成過程において、職員を現地に派遣したり、こちらに来ていただいたりして、常に対話を繰り返している。

その中で1つ必ず聞くことが、行政以外の方がこの計画にどういう形で乗っていますかという話は聞くことにしている。そういう中で意識は高めているところだが、制度的に何か担保できているかについては、今の御指摘は非常に重要だと思うので、検討していきたい。

(委員)

この国と地方のシステムワーキング・グループにおいて、コンパクト化の議論というのは非常に重要だと思っており、地方の中小自治体の立場から見たときに、こうしたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を地方の中に入れていくためにどうしたらいいかということだと思うが、端的に言うとコンパクトな町をつくらうとする前に、自治体自体がコンパクトになってしまっているところがある。

これまではある程度マンパワーを持って時間をかければ、そういったまちづくりができたというようなところが、実際にはマンパワーがなくなってきているというのと、時間をかければかけるほど人口減少、少子化、高齢化が進んでいくといった非常に厳しい状況が起こっている中で、制度と運用というものをどのように考えていったらいいか。

そういった中で14ページ、15ページ、特に15ページで都市計画道路の見直しをこのようにしていこうという話は、私はどんどんやってほしいと思う。私どもの地域でも都市計画道路の廃止をしたいが、10年かかっても廃止できないという状況である。結局、合併と人口減少という中で、昔つくった都市計画や土地利用の考え方が通用しなくなっておりそれをまず整理しなければいけない。そうしないこういったコンパクト・プラス・ネットワークの新しい考え方を乗せていけないところがある。だから本当はその整理をしたいと思うが、それに非常に時間とマンパワーがとられているというところを何とか時間短縮や労力の削減ができないかということ、これは制度でやるのか運用でやるのかというところはぜひ考えてほしい。

つまり今までずっと高度成長時代に積み上げてきた都市計画、土地利用の考え方というものを一旦整理しなければいけない。本当はリセットして。そして、その上で新しい右肩下がりの人口減少の時代にあったコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをしていかなければならないが、実はそれが今、並行で走っている。そこが一番大きな課題になっていると思う。

例えば土地利用の中で道路計画があっても、共有地が実は一部にあって、100人ぐらいの地権者がいて、その皆さん方の了解をとるなんて言ったらめちゃくちゃマンパワーと時間がかかるわけです。既に所有者不明みたいな話も起こっている。例えば共有地は、お宮さんが昔あったようなところが典型だと思うが、本当に大した広さの土地ではない、せいぜい2～3m<sup>2</sup>とか、10平米とか、そんなものであっても実際に道路計画が組めないような事例もある。

つまりコンパクトな土地、コンパクトなまちづくりをするための土地利用を考えていくに当たって今までやってきたことの見直しというのは要と思う。そこら辺については是非私は国交省が多分中心になっていたと思うが、何とか前向きに検討してほしい。政令指定都市のような大都市はある程度、マンパワーが確保できると思うが、中小の自治体に同じことをやるというのは多分無理だと思うため、そういったところこそ実はコンパクトなまちづくりをしなければいけない。だが、それがなかなかマンパワーも時間もない中で、過去の整理もできないままで立ち往生しているというのが今の状況ではないかと思っている。そのあたりについてお話をお聞きできればと思う。

(国交省)

ご指摘のことは我々も共有はしているつもりである。そこは制度的な対応と運用面での対応、例えば予算、財政、税制、こういったインセンティブ制度を使っていく対応といろいろとあると考えている。

今、言われたような課題、1回昔の考え方をリセットしなければいけない、人口減少に合わせた考え方に変えていかなければいけないという部分については、前もこのワーキング・グループで少しお話ししたが、社会資本整備審議会のもとに都市計画基本問題小委員会を立ち上げたところである。まだ立ち上がったばかりなので議論は緒に就いたところだが、まずスポンジ化への対応、アトランダムに空き地、空き家がまちなか、周辺の住宅地に発生している状況がいろいろな悪さをしているため、どう対応していくのか検討することとしており、その過程の中で、先ほど言われた共有地、所有者不明問題みたいなことも、これはなかなか難しいので簡単に結論は出ないと思うが、議論はしていきたいと考えている。

いずれにしても問題意識としては、昔の右肩上がりだったときの時代の考え方をリセットして、人口減少社会に合わせた都市計画の制度、運用面を含めて改善していかなければいけないと考えている。その検討も実は時間がかかると思っているが、一年一年、少しずつ



つ結果を出しながらステップバイステップで対応していくアプローチで検討していきたいと思っているので、またいろいろ御意見をいただければと思う。

(委員)

前回お話があった経済の活性化と財政の二兎を追うという話がある中で、きょう説明を聞いていて、コンパクト・プラス・ネットワークというものが非常にうまくループを回そうとしていることはよく分かった。特に歩きの健康のところで医療費を削減していくという話と、歩きが生まれることで町が活性化する。これが循環するようになると、まさに我々の目的に適した施策をスマート・プランニングを大きなデータを使ってやっていくということで、海外に向けても非常に先鞭になるような方法を施行していることがよく分かった。

一方で委員が言われたように、日本にはいろいろな都市がある。そこが重要ではないか。恐らくこういうコンパクト・プラス・ネットワークで、中心市街地活性化で施設配置をやってコアが非常に活性化してくるような地域で方法論の成功事例を出していくことと同時に、委員が言われたようなもう少し地方の都市、人口が20万人、10万人と少ないところ。こういうところでも御説明ですとWi-FiですとかGPSというデータは恐らく使えるのだから、そういう地域への展開もぜひ考えていただきたい。都市部のところと地方部、多分両方お考えだと思うが、そういったことは職員の教育も含めて、これも毎回聞いているような気もするが、どういう体制で進めていけそうかなど何かありましたらお聞かせ頂きたい。

(国交省)

都市の規模によって問題状況が違うことは、我々もそういうことを忘れずに検討していかなければいけないと思っている。

また、マンパワーが足りないことや、職員の教育という面については、一方で都市計画コンサルタントの方々がかなり今、立地適正化計画についても勉強を深めており、こういった方々の活用も我々は考えていけないのではないかと考えている。スマート・プランニングも例えば時間とマンパワーのほかにお金という問題もあるため、できるだけ簡易に、余りお金がかからずに、小さい都市でも使えるような形でシステム開発をしていきたいと思っており、お知恵をいただければと思う。

(委員)

専門家の意識も変えなければ、恐らくスマート・プランニングは全くやり方が変わってくるため、そういう層を是非教育して活性化していくことが、厚生労働省とも連合してシンポジウムなども開いているため、是非使えるようにしていただけたらと思う。

(委員)

大まかに4点申し上げる。国交省の資料3-1-1の4ページについて、コンパクト・プラス・ネットワークを考える上で重要な1つの要素として、公共交通があるように思っている。この資料で書いてある補助が、自治体が悩んでいるところにうまくフィットしているかという点を懸念している。地域交通も活性化法制定から10年ぐらいを迎えて、いろいろな課題が既に協議会などの中で浮き彫りにされていると思うが、恐らく、重要なのは特に人口減少が激しいところでは、複数の交通モードをどのように一本化するのか。これは大部分が協議会に任されているとはいえ、進まないところは全然進まないのではないかと思う。

他方で、交通モードは確実にスマート化を考える際の初期段階として考えなければ、集約の妨げになりかねないため、こういうところも確実にいき、考えさせるような形をとる必要があると思う。また、事業者同士の合併のようなこともかなり法的な観点から懸念している事業者もいるようなので、そういうことも例えば規制当局との協議のスキームや、改正産活法などのスキームがあると思うが、そのようなものを使いながら是非後押しをするような感じのことが非常に重要なのかと思っている。

2点目は、先ほど主査からのご指摘が良いポイントだと思う。スポーツ関連施設は社会体育施設と呼ばれているものかもしれないが、こうしたもののあり方を考えてみたときに、恐らく、連携というのは1つ大きなキーワードになっていると思う。例えば、学校の開放であるとか、学校の施設を社会体育施設として考えるとか、あるいは社会体育施設と民間との間の連携をどう考えるのかとかである。あと、利活用を高めるために近隣自治体との間でどううまく施設を使っていくのか。さまざまな角度から連携というものがあると思うが、こうしたものの中で社会体育施設の新設もあるかもしれないが、どちらかという施設利用率を高めることで、管理費、維持管理の費用を出していくようなことを考えていくという視点が重要と思っており、この考え方はかなりいろいろなところに、今、社会体育施設を一例に取り上げたが、広域の連携や、例えば施設との連携を自治体の方向でより深掘りして考えさせるような方向が重要。同じようなことで医療、介護の供給体制についても、コンパクト化が進めば供給体制だって従来とは違ったコンパクトな形が絵姿としてできるはずであり、これは新規の整備だけではなくて、既存のものもどう考えるのかという視点で、新たに課題として出てくるところというのはぜひ議論したらいいのではないかと思う。

4点目は政策効果の定量化について、ここは国交省が非常にいい資料をつくっていると思う。まず3点ぐらいあるが、1つは文献調査から定量的な数字を出しているものがあり、これはまずは文献調査でアカデミックなものをいろいろ勉強したというのはずらしいことだと1つ思っている。また、スマートフォンを使った実験をされており、実験から事前に効果を予測するようなこともしているというのは、いい取り組みだと思う。

こうした取り組みは実は14ページ目の最後の言葉、相関をチェックしているというより

も、実は因果関係をチェックしていることにほかならないと思っており、こうした因果関係のチェックから施策の立案につなげるというパスが、この資料では見えてきていると思う。そういう意味でこうした取り組みはぜひ深掘りし、他省庁にも横展開していただけると良い。施策の説明責任やエビデンスに基づく政策立案という考え方が色濃くあらわれたいい取り組みだと思う。

(国交省)

都市局だけではすべて答えられない話が多く、大変申しわけないが、公共交通の重要性というのは、我々はコンパクトシティとは言わず、コンパクト・プラス・ネットワークと常に言っており、公共交通と都市機能の集約が合わさり、本当のコンパクトシティができていくのではないかと思っている、公共交通に関する先ほどの問題意識については、私自身で答えられないが、少し公共交通の担当とも共有させていただき、議論を深めたいと思っている。

連携が大事だということもまさにそのとおりであり、その中でスポーツ関連施設や社会体育施設といったものとの連携も大事であり、広域な連携が大事だとも考えている。先ほど補助の重点化のところで広域的に連携して施設を集約し、そこで使い回す場合に、そういう施設を整備しない市町村に対しても不利益にならないような補助制度に29年度から改正すると申し上げたが、少しでも連携の手助けになればと思っている。

最後のところは、確かに相関というところからさらに踏み込んで、因果関係というところまで検討できればいいと思っており、またいろいろと御指導いただければと思う。

<インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォーム構築等の推進>

(委員)

まずインフラのデータプラットフォームの全体像が2ページにあるが、これは道路、河川、港湾となっているけれども、データプラットフォームには、例えば交通系のデータも必要であるし、町という観点から見たデータも必要だと思う。そもそもインフラに関してどういう種類のデータプラットフォームが必要なのか、例えばレイヤーで考えたときに、どことどこを結合すればいいのか。多分全部のインフラを結合しないと町というものは見えてこないと思うのだが、であれば当然、公共交通系あるいは私的なものを含めた交通系のデータも必要だと思う。どういうプラットフォームをつくらないといけないのか。

それから、プラットフォームは、実はこれはただのツールで、そのデータを使ってメンテする、マネジメントする、新分野、新サービスを開発する、そういうところまで行くことがこのプラットフォームをつくることの目的であるので、そういうところまで含めたデータの使い方だとか、活用というところまで議論しなければいけない。そういうことについての議論はどの程度、今、進んでいるのかというところをまずお聞きしたい。

それから、データの関連で申し上げますと、インフラメンテナンス国民会議だが、私は首都高のi-DREAMsを見学させていただいて、大変感銘を受けた。あのi-DREAMsをつくるのに当然自分たちだけではできないので、民間事業者の方のノウハウだとかを使っていいものをつくろうとして努力されて、かなり実用化に近づいている。あそこまでやったのであれば、例えば人口稠密な場所での高速道路なんかには、あれをそのまま横展開できるし、あの発想を使えば自治体の道路メンテナンスにもある程度生かせるのではないかと。現時点で、既に実用化が進みつつあるようなものをインフラメンテナンス国民会議で取り上げて、それをどう横展開するかということも検討されたいのではないかと思うが、その辺どうお考えか。

(国交省)

情報プラットフォームについては主査の御指摘のとおりである。これをどう使っていかというのが最大の課題で、これが私どもの社会資本整備の効率化につながる最大の課題である。

現在は地方公共団体の方にも入れてもらって、議論のベースとして今、例えば土木部長会議の中で各取り組みがどうなっているかといったようなところを議論するベースに使っているで、そこが初歩と思っている。

今後ほかのデータも加えていく中で、このデータとデータをどうくっつけていったり、あるいは分析したりするとどのような新しい分野というか課題が出てくるかというのはまだ議論の途中であるので、ただ、我々だけでも難しいので地方公共団体の方も含めて、こうしたところをいかに使っていかは今後の課題という認識である。進んでいるかどうかと言われると、あまり進んでいないところであるが、進めさせていただきたい。

インフラメンテナンス国民会議はほかの課の所管であるが、i-DREAMsについては非常に効率的な管理ができるものだと考えており、一方でなかなかデータの分析には手間がかかったり、熟練の技術が必要ということがある。今、首都高でやっていただいているけれども、ほかの高速道路会社も進めていると聞いている。まずは私どもの管理しているところに入らせていただき、こういう技術がこなれてから地方公共団体にもお願いをしていこうと思っている。

データが先ほどの(資料で説明した)3次元データと同じ点群データということで、車を走らせてデータをとると毎回違うらしいので、そのマッチングになれていないと難しいことがある。ただ、非常に効率的にメンテナンスができるものだと考えているので進めていきたい。

(国交省)

今のi-DREAMsの話だが、私もi-DREAMsについては少し説明を聞かせていただいたところであり、非常にいいものだなと思っている。ただ、今話があったとおり、どう地方公共団

体に展開していくのかということについては、国民会議の中でも紹介させていただきながら進めていきたいと考えている。

(委員)

今の回答で気になったのが、土木と述べられたけれども、社会資本のインフラは土木関連だけではない。使い道も土木関連のコンストラクションだとか、メンテナンスだけではない。例えば交通系であればJRもあるし、ほかの民間会社もあるが、例えば交通量のデータを集めることでよりスムーズな人の移動だとか、あるいは新路線の開設などにもつながる。また、災害の場合にはあらゆるモードというか、あらゆるインフラの影響だとか、それにどう対処したかというデータを全部集めることで、災害という観点から次の災害のときには被害をできるだけ最小化できるように、過去の経験を生かすという意味でのデータの蓄積と分析が必要である。

国交省で管轄されているあらゆる分野で、まさにこのデータプラットフォームが必要だし、そのニーズというのはいろいろな方面から出てくるとのことだと思があるので、その辺は全省的にそういう意識で動かれているのかどうか。町だってデータの固まりであるから、それをどう生かすかという意味での集め方なり連携が必要かと思うが、そういう全省的な動きというか検討はされているのか。

(国交省)

説明が足りなかったけれども、社会資本情報プラットフォームを設定する際にも、基本的に土木分野というか、道路や河川だけではなくて都市であるとか住宅であるとか、そういった分野の方にも省内では参加してやっていただいている。先ほど申し上げたが、これを外にどのように出していくかというところで、まずはデータが一番豊富なところから打ち出していったけれども、今後は今、委員がおっしゃるように、いろいろな分野に働きかけていきたいと考えている。

(委員)

先ほどのコンパクト・プラス・ネットワークの話とも関連するのだけれども、こうした社会インフラのメンテナンスという考え方と、いわゆるもう山の中にあるような、これは市町村道が多いと思うが、そういったところの道路をどこまでメンテナンスするのか。むしろ通行禁止にしてしまっただけで廃道にしたほうがいいのではないかというような指標みたいな考え方は、こういったプラットフォームの中に入ってくるのか。

(国交省)

いろいろな市町村の方にも御協力いただき、道路などについてはメンテナンス年報がある。これに橋梁であれば点検区分でどう判定したかまでは入れさせていただいているし、

長寿命化計画ということで今後のメンテナンス計画も入れていただくといったようなことである。現在はインフラをどのくらいになったら通行どめするかというのは、個々の橋梁の判断になっている。したがって、通行ができなくなったら物理的にとめているけれども、今後、維持管理の計画等が出ていく中では、あらかじめそういったところも議論をしていきたいと考えている。

(委員)

ということは、本来であればそこに先ほどの話ではないが交通量みたいな利用度のものを乗せていけば、ある程度そういう判断はできるようになるといった考え方でいいのか。

(国交省)

検討していきたい。

(委員)

全体的にはプラットフォームとか国民会議というのは、最初のとっかかりとしてはいいと思う。各地域にデータセンターというか、本当にその地域の人たちがそれを使って新しいビジネスをやっていくという場所をちゃんとつくるのが、大事という気がした。

私の質問は、新技術導入促進（Ⅰ）型とか（Ⅱ）型というものがあるけれども、これは多分、契約が非常に煩雑になって、もっと進めていきたいところなのだが、こういうやり方で本当に進んでいくのかというときに、例えば事後評価みたいな形により、後で評価するといったようなこととか、もう少しこの契約のやり方の評価の仕方の簡易化というか、それによる技術の加速といったことは考えられないか。何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

(国交省)

今、各地域のデータセンターというものが本当に中央にあっただけではなかなか使えないところがあるので、これもこれからつくった後での検討ということで課題と認識している。

新技術について、（Ⅰ）型は先ほど申し上げたようにNETISに入っているものは、ある程度登録されている方でもいろいろな試験をした上で入れていますので、構想的なものは入っていない。したがって、そういう既に実用段階であると評価しているものを、私どもの最初の契約の中で仕様として定めていこうと思っているので、ここは余り煩雑ではない。

（Ⅱ）型でこれから研究開発やるものをここで試してみたいといったようなことは、多分委員の述べられたようにそれが例えばできなかつたらどうなるんだということもあるので、その辺の契約は29年度から初めてやるので、よく注意してやりたいと思っている。

(委員)

データプラットフォームについて、集めたデータは今、どこに蓄積される予定なのか。

(国交省)

今は国土交通省のデータサーバーに入れている状況であるが、先ほど申し上げたが、運用をこれからどうするか非常に悩ましいところがあるので、今後の検討課題。

(委員)

これからだと思うが、データを集めるときに官の持っているデータに加えて、民間の持っているデータをどこまで出させるかというところでの考え方の整理は必要である。民間は黙っていたらデータを出さないと思うが、そういうところにどこまで出させるか。

もう一つはデータを置いておく場所。膨大なデータになると例えば地方なんかで考えられるのは、例えば民間業者に置いておくという話が多分出ると思うが、私がちらっと聞いたのは、こういうところはイニシャルコストは安いだけれども、ランニングコストがどんどん高くなるとか。その辺も含めたデータプラットフォームをこれからどう構築していくかというところで、いろいろな検討が必要である。そういうところをきちんとこれから検討していただかないといけないので、そういう体制を省内で考えていただいているということでもいいのか。

(国交省)

今は国土交通省のデータサーバーに入れている状況であるが、先ほど申し上げたが、運用をこれからどうするか非常に悩ましいところがあるので、今後の検討課題。

(事務局)

お話を伺っていて結局ありがちなのは、とにかく情報が大事であるためデータプラットフォームをつくらうということがまず先にあり、とにかくデータを集めろと言うのだけれども、何に使うかよくわからないというふうになってしまっているような気がするため、非常に懸念がある。ただ、まちづくりのためにこういうデータが必要だとか、今まであったけれども、あるいは最新情報が知りたいのでその情報が必要だとか、ユーザー側からこういう活用方法、利用方法があるという前提で集めるのは良いが、とにかく道路局、河川局、港湾局のように、それぞれの局があるデータを全部サーバーに集めるようにやっても恐らく何の意味もなく、予算だけ使っていくことになりがちであるため、ぜひそこは何のためにやるのかきちんと詰めてやっていただきたい。

(国交省)

御心配いただいたけれども、最初は施設の老朽化についてどれだけの試算があって、ど

れだけ経年がたっているのかみたいな、そこから始まったものであり、無目的ではない。これを地方公共団体の方にも言って、遅れていますよとかそういう議論に使っていくことはできるが、今ほどの議論にあったように、これをどのように活用するかということがないとデータの価値は全くなくなるので、御指摘のとおりこれから進めさせていただきたい。

#### <農地の集積・集約化等>

(委員)

データについて、2ページ、全耕地面積とあるけれども、この中にはいわゆる耕作放棄地も入っているのかという質問。

2つ目の質問が、借り手＝担い手を育てることが非常に重要だと思うが、5割から8割に目標を上げていく上で、担い手を育てて、そこから農地への需要が出てこないといけないのだが、需要の強さとか、そういうものはかる尺度はあるか。これはマッチングが間にあることから需要と供給両方のデータがあって、5割、8割という話になると思うが、その辺の需要、供給両方のデータみたいなものがあるのか、その辺を教えていただきたい。

(農水省)

1点目の耕作放棄地の関係について、このもとになっている耕地面積の中に耕作放棄されているような農地というものは入っていない。それ以外のところで今、約440万強の面積があり、その8割を集積したいという考え方をとっている。

(委員)

そうすると、農地をある程度改良していくとか、整備するとかいうことがあったわけだが、耕作放棄地が議論の埒外にいたら、農地をちゃんと整備することはできないのではないかと。虫食いになる。その政策を打つときにはそこまで含めて手を打っておられるということでもいいのか。

(農水省)

耕作放棄に関しても、もう完全に林のようになってしまって、経済的に全く見合わないような耕作放棄の状態と、ある程度整備をすれば再生利用が可能ないわゆる遊休農地と我々は呼んでいるけれども、そういう農地と大きく分ければ2分できる。前者のほうはなかなかこれを農地に戻すことは難しいので、最終的には非農地にして別途の用途の使い道を検討するという方向になるし、ある程度の整備でまた改めて農地に回復できるものは、支援策も用いてできるだけ農地の状態にまた戻し、それをさらに使う方に貸していくことになるので、その整備とあわせて機構が扱って、新たな担い手に貸していくことで、この施策の範疇には入れているということである。



2点目、話があった受け手のニーズがどれくらいあるかという尺度だが、なかなか潜在的にあるもの全部をはかるというのは正直、難しいところがある。この機構の仕組みに関しては、機構を通じて農地を借りたいという希望がある方に対しては、法律上、公募をするという仕組みになっている。したがって、現時点で機構から農地を借りたいという方々は、そこにエントリーをされている。

直近の数字は今、手元にないが、27年度の状態で本当に単純に各県で公募している面積を足していけば、46万ヘクタールの借受希望の面積のトータルがある。片や今、御紹介したように機構が実際に貸しつけることができた実績というのは、残念ながら7万ヘクタールというレベルにとどまっているので、現時点では46万ヘクタールだけかどうかというのは議論があるかもしれないけれども、相当程度借りたいというニーズがあるというのは確かだろうと認識している。

(委員)

そうすると、やはりマッチング能力あるいは今度は供給サイドの問題になるわけか。それが1つ。それから、先ほど述べられた46万ヘクタールは、エントリーされている方は担い手と見なしていい人たちなのかどうかということもあると思うけれども、それはいかがか。

(農水省)

機構の貸し先としては、基本的には認定農業者なり認定された新規に集積をされる方を想定しているので、全部が全部そういう方とは申し上げないけれども、相当程度はそういう方々がエントリーをされていると認識している。

(委員)

10ページ目、区画整理された農地というものがあって、これは実際に引き渡し前に区画整理しないと受け手がいないという話だったのだが、実際問題として区画整理された農地のうち、農地でないものに使われているケースもあるのではないか。宅地に使われたとか、あるいは商業施設になってしまったとか、どのくらいの割合が実際に農地に渡っていて、どのくらいが実際に使われていなくて農地以外の要素に使われたのかという割合は、どのような感じなのかというのを御存じであれば。

(農水省)

この機構だけのことではないのかもしれないが、法律の仕組みで農地としてこの先もしっかり維持していくべき土地というものを、市町村の中で指定をするという仕組みがあり、聞き及びかもしれないが、農振農用地区域というものが指定してある。その部分に関してはいわゆる転用は原則できないことになっているので、その農振農用地区域については基本的には今、委員が述べられたような簡単に宅地になるとか、そのような状態にはなっ

ていないと思っている。耕地面積全体で440万ヘクタール台であり、今、農地があるという話を先ほどさせていただいたが、今、農振農用地区域の全体の面積については手元がない。

(委員)

では後ほど。ポイントは、場合によると受益者が負担するような考え方はあるのかなど。受益者というか移転先。要するに事前に整えないと取引できないのではないかという考え方だと思うのだけれども、取引の相手方がある意味、ただ乗りしているケースが要するに整備してもらうという形で、そういうものが仮にでもあればもう少しいいスキームを。根本的な話をしているのかもしれないので恐縮なのだが。

(農水省)

今、申し上げたように、基盤整備をして農地をしっかり投資してまで整えるところに関しては、農振農用地区域というところにまずは指定をしてあって、そこで整備を入れるので、整備を入れた後、何年間は転用してはならないという状態になっているので、そのところで今、ただ乗り論はいろいろ議論があるところだと思うけれども、公共投資をした価値というか、その部分は担保するという仕組みに今の農地制度上はなっているところである。

(委員)

先ほどの主査の話に関連するのだけれども、結局、遊休荒廃地の話は誰がそれを判断するかということがポイントだと思う。つまり土地はあっても実際に担い手がいなかったら農地にならないわけなので、総合的に土地と担い手の関係を見て、ここは農地として残せる、ここは無理だというのは、恐らく先ほど出ていた推進委員の皆さん方あたりがそういった現場の土地を回って見て、実際にそういった判断をしていくというのが恐らく現実的だろうと思う。先ほどこのように判断できると述べられたけれども、判断するのは現地の推進委員の皆さん方ではないかなという感じが私はしているし、実際、現場ではそうやっていると思う。そこら辺についてはいかがか。

(農水省)

今話があった農地がどういう状態にあるのかということに関しては、農地法という法律の中で今、委員が述べられた農業委員会の方で、いわゆる日本の全国の農地が今どのような状態にあるのか、年に1回調査することになっている。その調査をした結果、この部分が今、遊休化している、または耕作放棄の状態にあるというものを年に1回調査することになっているので、まず一義的には、そこでその農地がこの先も農地の状態であるべきものなのか、今の段階で荒れているものなのかというのは、まずはそこで整理がされるというのが法制度上あるということになる。

(委員)

あるとすることを前提とすると、先ほど言ったようなそういったものがちゃんとデータベースとして見える化して、先ほど話があったように全国的なそういったデータとして乗ってくる仕組みになっているかどうかというところまで考えていかなければいけないのではないかと。そうしないと現状では現地ではこうだけれども、それがまだデータベース的なところまではいっていないということになっていくのではないかと。そのところはどのようにお考えか。

(農水省)

今の農地の状況については、先ほど簡単に御紹介をした全国農地ナビに、農業委員会がまさに調べた情報が全体が集約されて、全国どこにいてもWebさえ見ればその農地が今どのような状況になっているかということが見られるように、27年から運用は開始している。それをさらに農業委員会で扱った農地の移転であるとか、そういうものができるだけ早く反映されるように、今、農地ナビの拡充を進めている最中である。今この現段階でも、ほぼ全国、まさにWebさえ見ればどここの県の、どここの町の、どここの農地がどのような状態にあるかというのは見られる状態になっている。これがよりユーザーの方が使いやすいような仕組みに、今、委員が述べられたように全国どこでも見られるような仕組みに充実はしていきたい。

(委員)

平成27年度の機構の実績が初年度の3倍程度に拡大ということで、確実に成果が上がっているが、こういうことは多分、一般の国民の皆さんも知っていただくと随分印象が違うのかなという気もして、そういうところは重要という気がした。

あと、未登記が2割ぐらいと言っていたが、地籍は難しいところだと思うけれども、さまざまな森林の話もあるし、都市部の話もあろうかと思うが、ぜひ連携する形で抜本的な、総合的な対策ということをして1つ踏み込んでいただきたい。これは要望である。

最後は、そのことにも関連するが、入札の際のルールとかメカニズムデザインというか、それはどうなっているのか気になった。小ロットで借りるみたいなことで入札の金額が高いと貸してしまうと、生産性の低いところがほっておかれて、全体としては結局、効率が悪くなるとか、入札金額の問題があるのだけれども、広目に押さえたところに借りてもらうほうがいいのかとか、敷地をどのように管理したいのかという総合的な目的にもその入札のルールづくりみたいなことは結構依存すると思う。このあたりについてどういう検討あるいは実施・運用されているのか。これがわかったらお聞かせいただきたい。

(農水省)

機構が借りた後、どういう形で貸していくのかという運用の問題だと思うけれども、各県機構でうちの機構はこういう方針で農地を貸していきますよ、担い手の方々に優先順位をもって貸していきますよということを決めて、それをネット上なりで明らかにしながら運用をしているけれども、端的に言えば先ほども申し上げたように、まずは担い手に集める。さらにばらばらになった農地をできるだけまとめる。この2つが大きな目的になっているので、貸し付ける際の優先的な順番としても、出てきた農地についてできれば隣接したような形で担い手の方がいれば、まずはそれを優先して貸しましょうという話になっているし、仮にそこがこれも経営の問題なので、今の時点ではそれは借りないということであれば、では今度はその地域のエリアの中で次にこれを借りる人はいますかということになるし、さらにその地域でもいなければ、この農地を放っておくわけでもないのです、今度はさらに外から入れてくることも含めて機構または先ほど御紹介した農業委員会の皆さんと一緒に受け手を順番に探していくというルール付けは、現段階でもされているところである。

(委員)

貸し方のルールの評価を横串で把握されていると思うので、ぜひそれをやっていただいて、情報共有を進めていただきたい。

(越智副大臣)

本日は長時間にわたり御参加をいただき、感謝申し上げます。特に委員の先生方には3時間半、御多忙の中感謝申し上げます。

本日は新たに設置された国と地方のシステムワーキング・グループのキックオフであり、これまでよりも更に横断的に経済再生と財政再建に向けた議論ができたのではないかと思います。

今日は6つのテーマの話があったが、新たにいろいろと課題も見えたと思う。例えば、コンパクト・プラス・ネットワークについては、積極的なアカデミズムとエビデンスベースの取り組みを聞かせていただいたが、さらに深化させていくことが重要だと思う。

いずれにしても、国の政策と地方の実態の相互作用がより明らかに見えてきたのではないかと。また、世界に先駆けた取り組みとして、こういった議論の中から日本モデルが出てくるのではないかという予感も感じた。各省におかれては本日の指摘事項を踏まえて、しっかりと御検討いただきたい。

このワーキング・グループにおいては、既存の構造の見直しや新技術の活用によって、いかにして国と地方を通じたダイナミックな改革を進めるかが重要なテーマである。その中で生み出された財源やマンパワーを、コストではなく賢い投資として最大限の効果を引き出すためにはどうすればいいか、引き続き、委員の先生方には御知見をいただきたい。

本日の充実した会議に心から感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

以上